

## 「地域循環圏に関する九州会議」開催要領（案）

平成 21 年 8 月 5 日  
環境省九州地方環境事務所

## 1 . 目的

第 2 次循環型社会形成推進基本計画（平成 20 年 3 月閣議決定）において、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくといった「地域循環圏」の概念が導入された。また、同基本計画において、国の取組として、地方環境事務所をはじめとする地方支分部局をが、ブロックレベルで、循環型社会の形成のための基盤の整備を推進していくこととなった。

これを踏まえ、九州地域における地域循環圏の構築を推進するため、専門家、事業者、行政機関が、先進的取組に関する情報の共有、課題の整理、今後の施策のあり方に関する意見交換、推進策の検討等を行っていくことを目的として、「地域循環圏に関する九州会議」（以下、「会議」という。）を開催する。

## 2 . 構成メンバー、話題提供者

- (1) 会議は、廃棄物・リサイクルに関する専門家、関係事業者・事業者団体、九州地方内の各県・市町村、九州農政局、九州経済産業局、九州地方環境事務所をもって構成メンバーとする。
- (2) 必要に応じ、議論・検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上で、構成メンバーとして追加することができる。
- (3) 必要に応じ、議論・検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上で、情報提供者として招へいすることができる。

## 3 . 検討事項

会議における主な議論・検討事項は次のとおり。

- (1) 先進事例の把握・情報共有。各機関の取組や課題の情報共有。
- (2) 先進事例に関するコストや環境負荷効果などの分析。
- (3) 今後の地域循環圏の構築に関する情報共有、意見交換。

## 4 . 座長

会議には座長を置く。座長は会議の議事運営にあたる。

## 5 . 代理の出席

構成メンバーが会議に出席できない場合、座長の了解を得て代理人が出席できる。

## 6. 会議の公開について

- (1) 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれのある場合には非公開とする。
- (2) 座長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。
- (3) 会議の資料は、会議の終了後、作成者の了解を得たものに限り、ホームページに掲載する。
- (4) 会議の議事要旨について、構成メンバーの了解を得た上でホームページに掲載する。

## 7. 事務局

会議の事務局は、九州地方環境事務所及び調査業務請負者が共同して行う。